

議案第53号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）犬の登録の項中「犬の登録」を「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。）」に改め、同表狂犬病予防注射済票交付の項中「狂犬病予防注射済票交付」を「狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付」に改め、同表犬の鑑札の再交付の項中「犬の鑑札の再交付」を「狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付」に改め、同表狂犬病予防注射済票再交付の項中「狂犬病予防注射済票再交付」を「狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付」に改め、同項の次に次の1項を加える。

動物の愛護及び管理に関する法律 第39条の7第6項の規定に基づ く犬の鑑札の交付	1頭	1,600円	
--	----	--------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。